

発達障害に関する教職員の専門性向上事業（発達障害理解推進拠点事業）
審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。併せて、各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため拠点校への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 事業の趣旨に添った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。
 - ・ 教員一人一人が研修に参加できる工夫がなされていること。
 - ・ 児童生徒、保護者、地域における特別支援教育で中心となる教員等の理解を図るための工夫がなされていること。
- ② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。
- ③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ④ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。